

# 東京都江戸東京博物館自動販売機による清涼飲料水等の 販売管理運営事業者募集要項

公益財団法人東京都歴史文化財団  
東京都江戸東京博物館

公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都江戸東京博物館では、利用者のサービス向上のため、館の敷地内に自動販売機を設置し清涼飲料水等の販売を行う管理運営事業者を、下記の条件のもとで募集します。

## 1 募集事業者

東京都江戸東京博物館における自動販売機による清涼飲料水等の販売管理運営事業者

## 2 募集方法

企画提案方式（書類審査）

## 3 運営事業者による販売商品の種類

清涼飲料水等

## 4 運営事業者による販売商品の形状及び種類

- (1) ペットボトル、缶、紙製品（カップ・パック）の単独販売または併売による販売とする。ペットボトル、缶、紙製品（カップ）いずれもキャップ式のものに限る。
- (2) 自動販売機1台あたり、最低20セル以上とすること。
- (3) 自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置すること。回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等を問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。

## 5 販売品目について

- (1) 一般市場で認知、支持を受けている商品を中心とした多種多様な種類の清涼飲料水等、飲料を販売すること。
- (2) 酒類及びその類似品は認めない。
- (3) 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品を充実させること。
- (4) Bグループについては商品構成に紙製品（カップ・パック）を含めること。
- (5) 各自動販売機内で安易に同一商品を複数セルにわたって並べないこと。

- (6) 複数台自動販売機を導入する場合には、各設置場所によっても提供する商品ラインナップに工夫を凝らすこと。

## 6 募集事業者数及び設置自動販売機数、自動販売機の規格

### (1) 募集事業者数

2者（Aグループ・Bグループ）

2つのグループに応募することは可能。但し、1者が2つのグループを運営することはできない。

### (2) 自動販売機設置台数

計13台

※上記6（1）（2）についての詳細は、別紙1「エリア別清涼飲料水等自動販売機規格・条件・設置台数及びグループ別一覧」のとおり。

### (3) 規格

ア) 周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）

イ) 可能な限りユニバーサルデザイン（多言語対応含む）、バリアフリー型など多機能な仕様のものとする。

ウ) ホットアンドコールド機であること。

エ) ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。

オ) 「学習省エネ機能」、「真空断熱材」や「ヒートポンプ採用」など、トップランナー方式に従った消費電力量の低減に資する技術等を導入し、環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。

カ) 照明はタイマーによる電気調節ができること。（自動点滅、減光機能、24時間消灯機能搭載機とする。）

キ) 耐震対策を行い、できる限り建物躯体に負担のかからない方法で設置すること。

ク) 安全対策

① 「自動販売機の据付基準（JIS規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、財団の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

② 「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、財団の責に帰することが明らかな場合を除き、財団はその責を負わない。

③ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

ケ) 設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

- コ) 設置場所の寸法には、自動販売機本体のほか、放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含むものとする。
- サ) 災害時に無料で商品を提供する等の災害対応型であること。
- シ) 電子マネーでの購入に対応していること（最低限交通系ＩＣカードに対応）  
但し、電子マネー使用のための電波が入らない場所についてはこの限りではない。
- ス) 寸法については別紙１「エリア別清涼飲料水等自動販売機規格・条件・設置台数及びグループ別一覧」参照のこと。

## 7 運営事業者の応募資格及び要件

- (1) 過去３年間の営業販売に関し、食品衛生法又は東京都食品製造等取締条例に基づき、営業許可の取消し等の行政処分を受けていない者
- (2) 国税及び都税等の未納がない者
- (3) 緊急を要する場合、速やかに適切な対応ができる者
- (4) 下記「1.1 設置費用及び経費負担」に示す経費負担ができる者

## 8 契約期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの期間とする。

契約期間については、東京都の改修工事計画等により変更することがある。

参照：江戸東京博物館ホームページURL <http://www.edo-tokyo-museum.or.jp/>

なお、営業開始日については平成30年4月1日を目途とする。

## 9 運営条件

- (1) 自動販売機の設置及び維持・保守及び補修に関する費用は、運営事業者の負担とする。但し、電源工事等躯体に係る経費は、東京都江戸東京博物館の負担とする。
- (2) 販売事業の遂行に必要な行政上の各種許認可の手続き等を、運営事業者の費用負担で行い、その結果を、東京都江戸東京博物館に報告しなければならない。
- (3) 設置する自動販売機の機種、デザイン等及び販売する商品の品目及びその販売価格は、あらかじめ協議の上、東京都江戸東京博物館の承認を受けなければならない。これらの変更についても同様とする。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充の管理を適切に行うこと。
- (4) 運営事業者は、翌月の1営業日までに月ごとの総売上額を東京都江戸東京博物館へ報告すること。但し、報告日が土日祝の場合は翌営業日とする。また、自動販売機の販売管理手数料として固定費（1,100円（税込）以上/1台）と売上額に一定率を乗じて得た額を東京都江戸東京博物館へ毎月翌月末日までに支払うこと。  
日々の売上金は運営事業者の責任において管理すること。
- (5) 運営事業者は、自動販売機の稼動に要した電力使用量相当額を、東京都江戸東京博物館の定める方法により支払わなければならない。なお、電力使用量を積算する自動販売機

用メーターは運営事業者の責任において設置すること。

- (6) 運営事業者は、商品の補充、空き容器・代金の回収及び自動販売機周辺の清掃その他商品の販売に関する一切の業務を行うこと。
- (7) 自動販売機の故障その他商品の安全衛生に充分配慮し、自動販売機の故障及び購入者その他第三者とのトラブルについては、自動販売機に運営事業者の連絡先を明示するとともに、運営事業者の費用と責任において迅速に処理すること。
- (8) その他詳細については、運営事業者と東京都江戸東京博物館との間で協議の上取り決めるものとする。

## 10 契約条件その他

- (1) 東京都江戸東京博物館は、運営事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。
- (2) 運営事業者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできない。
- (3) 東京都江戸東京博物館は、次の各号に該当するときには、契約を解除又は変更することがある。
  - ア) 天変地異等により自動販売機の設置場所が使用不能になったとき。
  - イ) 管理手数料その他債務の支払いを3ヶ月以上怠ったとき。
  - ウ) 運営事業者が契約条件に違反をしたとき。
  - エ) 運営事業者が応募者の資格を失ったとき。
  - オ) 公益財団法人東京都歴史文化財団が東京都から指定管理者の指定を取り消された場合。
- (4) 災害時においては自動販売機内の清涼飲料水等は無償提供すること。
- (5) 暴力団又はその他暴力的団体の構成員は、応募できない。
- (6) 契約が終了した場合には、運営事業者はおおむね1週間以内に自らの負担で原状回復すること。

## 11 設置費用及び経費負担

運営事業者は、下記に掲げる経費を負担すること。

- (1) 自動販売機設置作業に関わる諸経費
- (2) 電気メーターの設置費用及び使用電気料
- (3) 電子マネーを使用する自動販売機に係る回線工事費用及び回線使用料。(モバイル回線、無線LAN使用のこと)但し、電子マネー使用のための電波が入らない場所についてはこの限りではない。
- (4) 販売管理手数料(月払い)  
固定費(1,100円(税込)以上/1台)と売上額に一定率を乗じて得た額の合計額を毎月翌月末日までに支払うこと。

## 1.2 現地説明会について

現地説明会を下記のとおり開催します。

- (1) 開催日時：平成30年1月10日（水）

30分程度を予定。簡単な概要説明及び設置場所の確認を行う。

- (2) 参加方法

参加を希望する運営事業者は、別紙3「自動販売機による清涼飲料水等の販売管理運営事業者募集に係る現地説明会参加希望調査票」をHP上からダウンロードしご記入（押印不要）のうえ、平成29年12月27日（水）17時までに下記担当あてにFAX又はEメールでお送りください。

担当 東京都江戸東京博物館 事業推進係 田中・手塚

FAX 03（3626）8001 / Eメール kouhou@edo-tokyo-museum.or.jp

## 1.3 質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期間

質問は、平成30年1月15日（月）正午まで、FAX又はEメールで受け付けます。

FAX 03（3626）8001

Eメール kouhou@edo-tokyo-museum.or.jp

なお、電話での問合せ及び1月15日（月）正午以降の質問は、一切受け付けません。

- (2) 質問項目

質問項目は、項目ごとに簡潔明瞭に記述してください。ただし、売上金額に関する質問にはお答えできません。

- (3) 回答

質問事項と回答を集約したものを平成30年1月18日（木）17時までに、全員に回答します。

## 1.4 応募書類の提出先及び提出期限

応募者は、平成30年1月31日（水）17時（必着）までに、郵送により下記の書類を江戸東京博物館に提出してください。

- (1) 「応募届」 1部

別紙2「自動販売機清涼飲料水等の販売管理運営事業者募集応募届」をHP上からダウンロードしてください。

必要事項をご記入いただき、代表者印を押印願います。

- (2) 「会社案内」 1部

- (3) 「納入実績」 1部

過去3年間の納入実績（書式自由）。

※公益財団法人東京都歴史文化財団が管理する文化施設での納入実績がある場合は、必ず記載すること。

(4) 「企画提案書」 6部（うち5部は社名等を抹消してください）

「企画提案書」の書式は、自由書式（規格：A4 縦・横書き）とするが、以下の項目は、必ず記載すること。

- ア) 複数のグループに応募する場合の提案書は、グループごと（Aグループ、Bグループ）に分けて作成すること。
- イ) 設置予定自動販売機の機種及びその規格（デザイン・機能等がわかる機種カタログの添付でも可）
- ウ) 自動販売機1台における販売ができるメーカー及びその商品・価格等
- エ) 販売管理手数料  
設置予定の自動販売機別に、明示すること。  
固定費（1,100円（税込）以上/1台）と売上に基づく料率を提案すること。
- オ) 商品の補充及び空き容器の回収頻度及び時間帯等
- カ) 故障、トラブル時の対応等（年末年始、その他の休日及び時間外のサポート体制含む）
- キ) 上記6（3）の規格を満たしていることの説明  
6（3）の項目順に従って記載してください。
- ク) その他アピールしたい事項

（提出先）東京都江戸東京博物館 管理課 事業推進係 田中・手塚

〒130-0015 東京都墨田区横網1丁目4番1号

## 1.5 審査内容及び結果

(1) 書類審査の実施

提出された書類に基づいて書類審査を実施し、応募者全員に対して書類審査の可否を通知します。

なお、応募者からの提出書類は、審査の結果にかかわらず返却しません。提出いただいた資料の情報は本審査以外の目的に使用しません。

(2) 審査結果は、平成30年2月中旬に、採否にかかわらず書面にて通知します。

なお、審査の内容及びその結果についての問合せには、一切応じられません。

## 1.6 スケジュール（予定）

(1) 募集要項配布（当館HP）期間

平成29年12月14日（木）～平成30年1月31日（水）17時まで

(2) 現地説明会参加希望調査票提出締切

平成29年12月27日（水）17時まで

(3) 現地説明会

平成30年1月10日（水）

30分程度を予定。

- (4) 質問受付締切  
平成30年1月15日(月) 正午まで
- (5) 質問回答(当館より回答する)  
平成30年1月18日(木) 17時まで
- (6) 応募書類提出期限  
平成30年1月31日(水) 17時まで
- (7) 運営事業者決定・通知  
平成30年2月中旬
- (8) 契約締結  
平成30年2月下旬以降

\*スケジュールは、予告なく変更することがあります。

## 参考 「江戸東京博物館の概要」

### 1 博物館概要

#### (1) 名称

東京都江戸東京博物館

#### (2) 所在地

東京都墨田区横網1丁目4番1号

#### (3) 敷地面積

29,293 m<sup>2</sup>

#### (4) 延床面積

48,512.95 m<sup>2</sup>

#### (5) 構造種別

SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)造 S造 RC造

#### (6) 階数

地下1階、地上7階

#### (7) 主要施設

##### A 常設展示室

5,442 m<sup>2</sup>

##### B 特別展示室

1,006 m<sup>2</sup>

### 2 年間入館者数

平成27年度 約162万人(常設展 約99万人、特別展 約63人)

平成28年度 約159万人(常設展 約100万人、特別展 約59万人)

※平成30年度は常設展のみオープン

※平成31年度から特別展示室及びホール等は漸次オープンする予定